



## 5月は消費者月間です

＜消費者月間 統一テーマ＞

**考えよう！大人になるとできること、気を付けること  
～18歳から大人に～**



2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になりました。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的によりよい社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう令和4年度の消費者月間においては、上記の統一テーマを掲げています。

※「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。



置賜総合支庁1階ロビーでは、5月2日（月）～5月13日（金）の期間中に、悪質商法やクーリング・オフ制度に関するパネルの展示を行いますので、ぜひご覧ください。



### 詐欺メール、詐欺SMSに関する注意喚起について

県内各地で、

- 宅配業者からの不在通知を装ったもの
- 通販サイトからの不正利用・不正ログイン警告を装ったもの等、詐欺メール・SMSに関する相談が相次いでいます。

記載されたURLをクリックすると詐欺サイトへ誘導されたり、電話をかけると言葉巧みに不安をあおられ、電子マネーをだまし取られてしまうおそれがあります。

身に覚えのないSMSやメールが届き、不安を感じた場合は、最寄りの警察署へ御相談ください。



### 山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。「消費生活や消費者問題に関心のある方」で、「満18歳以上の県内で活動できる方」であれば、どなたでも応募できます。

#### 活動例

- ☺ 地区の回覧板などに毎月のセンターニュースを回覧する
- ☺ 地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する
- ☺ 一人暮らしの高齢者などへの「声かけ」や「見守り」をするなど、それぞれの知識や経験に合わせて自分にできる活動をお願いしています

応募待ってる  
ケロ!



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

お問い合わせ：山形県消費生活センター 電話番号 023-630-3237

#### 5月・6月の消費生活法律相談

5月12日(木) 13:30~15:30

6月9日(木) 13:30~15:30

\*弁護士が無料でアドバイス(30分)

\*電話で事前予約をお願いします

#### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072